令和3年度豊明市監査計画

1 基本方針

監査を実施するにあたっては、地方自治法第2条、同法第199条及び豊明市監査基準に規定するとおり、「財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行」について、「住民の福祉増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げ、組織及び運営の合理化に努め、規模の適正化を図る」との趣旨にのっとり、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に実施されているかに留意し、市の行財政運営上の問題点の把握とその根源の究明をし、事務全般の適正化と効率化に資するよう努めるものとする。

2 監査実施方針

令和3年度に実施する各監査等は、次の方針によることとする。 なお、令和3年度監査等執行計画表は、別紙のとおりである。

(1) 定例監査【地方自治法第199条第4項】

財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主 眼として実施する。

ア 監査の方法

監査をより効果的に行うため、事前に資料の提出を求め、関係する書類、 諸帳簿等を検査照合し、計数の把握、処理方法の適否等について検査をす る。また、職員の説明を聴取し、必要に応じて現地調査を行う。

イ 監査項目

監査は全般にわたり実施するが、実質的な監査効果を期するため次の事項を主要監査項目とする。

- (ア) 歳入歳出予算執行状況
- (イ) 税、使用料、手数料等の収入関係事務
- (ウ) 契約関係事務(工事、委託、賃貸借等)
- (エ) 補助金、委託料及び工事請負費等の支出事務
- (オ) 物品及び公有財産の管理状況
- (カ) 現金及び金券の出納保管状況

(2) 財政援助団体等の監査【地方自治法第199条第7項】

市が財政的援助を与えている団体、公の施設の指定管理者、出資団体等に

関する当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、目的に沿って、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施する。

併せて、所管課の当該団体等に対する指導監督が適切に行われているかに ついても監査を実施する。

(3) 決算審査【地方自治法第233条第2項、地方公営企業法第30条第2項】

決算その他関係諸表の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行が、 適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施する。

(4) 基金運用状況審査【地方自治法第241条第5項】

基金の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、基金が設置目的に沿って、適正かつ効率的に運用されているかどうかを主眼として実施する。

(5) 健全化判断比率等審查【健全化法第3条第1項、第22条第1項】

健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を 記載した書類の計数が正確に計上され、適正に作成されているかどうかを主 眼として実施する。

(6) 例月出納検査【地方自治法第235条の2第1項】

会計管理者の保管する現金の在高及び出納関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、現金の出納事務が適正に行われているかどうかを主眼として実施する。

(7) その他の監査等

ア 建設工事実熊調査

当該年度施工した主要な工事、又は3月中に完了を予定している工事について、その進捗状況等を確認するとともに実態調査を実施する。

イその他

地方自治法に定める随時監査、行政監査、住民監査請求、市長の要求に基づく監査、議会の要求に基づく監査等については、必要な場合又は請求、要求があった場合に実施する。

区分			決算	健全化	出納	その他
月別	定例監査	財政援助団体監査	審査	判断 比率等の 密本	検査	監査等
3年			田田.	審査	7失 起	<u></u> 血且寸
4月					3月分	
4万	 					
5月	企画政策課 情報システム課				4月分	
6月	社会福祉課		一般会計			
	健康長寿課		特別会計		5月分	
7月			- 公営	健全化 判断		
			企業会計		6月分	
8月	財政課		基金	比率等の 審査	7.7.1	
	出納室		運用状況		7月分	
9月	税務課	指定管理者(文化会館)				
	債権管理課				8月分	
10月	環境課 生涯学習課				9月分	
	議事課				37173	
11月	学校教育課・学校支援室※1	校長会等※2			10月分	
	図書館 下水道課				107173	
12月	総務課 産業支援課	商工会※2 土地開発公社※2			11月分	
	農業政策課 市民課					
4年	こども保育課※3					
1月	都市計画課				12月分	
	市街地整備課					
2月	土木課 防災防犯対策課				1月分	
	市民協働課					
3月	秘書広報課				2月分	建設工事 実態調査
	公共施設管理課 施設備品監查(学中学校・豊田小学校・2					天忠刚组

^{※1} 学校施設備品監査(栄中学校・豊明小学校・栄小学校)

^{※2} 財政援助団体等監査のうち、校長会等・商工会・土地開発公社は、所管課の定例監査に併せて実施

^{※3} 保育園等施設備品監查 (舘保育園·栄保育園)